



【ObyF オーバイエフエ】 パートナーサロン 製品お取扱に関する同意書

お申し込み前に以下の条項をご確認頂き、ご署名頂きますようお願い申し上げます。

第1条 (取引基本内容)

<オーバイエフエ (以下ObyF) > 製品お取扱サロン (以下「パートナーサロン」) は、取扱製品の種別により区分され、取扱申請、および株式会社マッシュビューティーラボ (以下「発売元」) による登録認定を終了後、製品を配送致します。パートナーサロンは導入製品を当該サロンにおいて継続的に販売するものとし、無断で製品の取扱を中止することは出来ません。

第2条 (流通に関する制限)

パートナーサロンは登録されたサロン以外で<ObyF>製品の販売を行うことが出来ません。他サロンへの卸販売、一般小売店や問屋などへの卸販売は固く禁じます。パートナーサロンのウェブサイトでの販売については、発売元の許可なく行うことが出来ません。

第3条 (送料規定)

製品の送料規定については、代理店との契約内容に準じます。

第4条 (検品および返品)

パートナーサロンは購入製品の納品後 10 日間以内に、製品の検品を行い、製品の不良や、発注内容と異なる製品が納品されている場合にはすみやかに代理店へ連絡するものとし、

代理店は、製品の返品および交換対応をするものとし、なお、パートナーサロンの誤発注の場合や、不良が発見された場合でも納品後 10 日間以内に発売元への連絡がない場合には返品交換は受けかねますのでご注意ください。

第5条 (知的財産権の帰属)

発売元より提供された<ObyF>のブランドロゴ、製品画像、商標および文章などの知的財産の所有権は発売元に帰属するものとし、知的財産の改変行為 (色や形の変更など) は固く禁じます。また、パートナーサロンのウェブサイトや広告物においてブランドロゴ、商品写真、文章などを使用、公開、印刷する場合には、事前に発売元の確認および許可を得ることとします。<ObyF>のウェブサイトや印刷物から画像などを無断で複製し使用することを禁じます。

第6条 (販売商品に関する制限)

パートナーサロンにおけるスタッフセール、トライアル品、キャンペーン商品を小売販売することを禁じます。

第7条 (取引継続審査)

パートナーサロンへの製品導入後、発売元は半年ごとにパートナーサロンの仕入条件や販売状況、実績の確認を行い、取引継続についての審査を行うものとし、

第8条 (登録取り消し)

本同意書に記載された禁止事項が発覚した場合には、パートナーサロン登録の抹消および製品の出荷を停止します。なおその際は在庫の返品をすることは出来ません。

上記内容に同意致します。

____年 ____月 ____日

■住所：〒

■会社名/店舗名：

■代表者名：

■帳合代理店名：

■代理店支店名：

■担当者名：



株式会社マッシュコンピューターラボ ObvE(オーバイエツェ) パートナーサロン新規登録申請書①

* 申請日(記入日): 年 月 日

* ...必須項目

● 基本情報

フリガナ			
*サロン名			
フリガナ			
*郵便番号	*都道府県名	*本店支店区分	□本店 □支店
フリガナ			
*サロン住所			
*サロン電話番号	サロンFAX番号		
*弊社HPからのリンク	□ 可 □ 不可	リンク先HPアドレス	
HP表示サロン名	□ 同上 □ その他	その他の場合のみ	
最寄路線名	最寄駅	駅	
*申込店スタッフ数	名	*総店舗数(本・支店合計)	店舗
*面積	坪	*総スタッフ数	名
*セット面	台	標準カット料金	円
*シャンプナー台	台	標準カラー料金	円
フリガナ	フリガナ		
法人名	代表者名		
郵便番号	本都電話番号		
フリガナ			
住所			

A G 情報	*エージェント名	*エージェント 支店/営業所名	*エージェント 担当者名	*印